

早田ひな後援会 規約

第1章 総則(名称・目的)

- 第1条 本会は、『早田ひな後援会』(以下「本会」という)と称する。
- 第2条 本会は、福岡県出身の早田ひな(以下「本人」という)がオリンピックに卓球日本代表として出場できるよう物心両面での応援・支援するとともに、会員相互の親睦を図ることを目的とする。

第2章 事業(事業)

- 第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行なう。
1. 本人の選手活動に対する物心両面にわたる支援。
 2. 本人の選手活動の広報・宣伝活動。
 3. 本人の選手活動の海外遠征費ならびに強化費の援助。
 4. 本人の選手活動を支援する為の会費及び会員の募集活動。
 5. 会員相互の親睦を図る活動。
 6. その他本会の目的を達成する為に必要な活動。

第3章 期間(期間)

- 第4条 本会の期間は、本人が選手として活動する期間とする。

第4章 会員(会員・年会費・入会)

- 第5条 本会の会員種別と年会費は次の3種類とする。
- | | |
|---------|--------------|
| 個人会員 | 10,000円(1口) |
| 法人・団体会員 | 50,000円(1口) |
| 特別会員 | 100,000円(1口) |
- 会費は年会費として月割りはしない。
- 第6条 会員になろうとする個人または法人・団体は、入会申込書に入会口数と必要事項を記入の上、会費を納入する。
- 第7条 既に納入した会費は如何なる場合においても返還しない。

第5章 会 計(会 計)

第 8 条 本会活動を円滑に進めるため、専用の口座を設ける。

第 9 条 本会の会計・事業年度は、1月1日から始まり、12月31日に終わる。

第 10 条 本会の決算は、役員会へ報告するものとする。

第6章 役 員(役 員)

第 11 条 本会に、次の役員を置く

1	会 長	1名
2	副会長	若干名
3	幹 事	若干名
4	事務局長	1名
5	事務局	若干名
6	会 計	1名
7	会計監査	2名

第 12 条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

第 13 条 役員の選任は、役員会において決定する。

第 14 条 会長の選任は、役員の中より選任する。また、本人の支援活動を目的とする為、あらゆる活動に対する有識者の中より選任する。

第7章 顧問(顧問)

第 15 条 本会に、顧問を置くことができる。顧問の選任は、役員会において決定する。

第8章 会議(会議)

第 16 条 役員会は、事業計画案、予算案、役員改正案を議決し、円滑な事業運営を行う。

第 17 条 本会の議決案件は、役員会において出席者の過半数をもって決する。

第 18 条 本規約の施行にあたり、細部の規定が必要な場合は、別に細則を定めることができる。

第9章 会議(厳守事項)

第 19 条 会員及び役員は以下の内容を厳守するとともに、本会の規約に違反又は本会の名誉を傷つける行為をした場合は、役員会の決議により除名されることがある。

第 20 条 指導方針、指導方法、練習方法、試合結果に対し本人、コーチ及び家族に異議を申し立てない。

第 21 条 常に本人に負担がかからない様に、暖かく見守り激励する。

第 22 条 本会及び会員は、本人や家族に対し、見返りを求めない。

(付則) 本規約は、平成28年12月1日より施行する。

規約改正 令和 6 年 12 月 14 日

本会にて知り得た個人情報、本会の運営目的または本人の関連する活動以外には使用しないものとする。